



2010年5月6日

内閣総理大臣 鳩山由紀夫 様

文部科学大臣 川端達夫 様

日本YWCA
会長 俣野 尚子
総幹事 西原美香子

要請書

—朝鮮学校への「高等学校授業料無償化の適応除外」の解除を求める—

2010年4月から民主党の政策により、高等学校授業料無償化制度が実施されることになりました。これは子どもたちの学ぶ権利を保障するための制度ではありますが、在日する朝鮮学校は、「拉致」問題や日本が朝鮮民主主義人民共和国と国交がないことを理由に、未だにその適用から除外されています。

平和憲法を守り、東北アジアの信頼関係を構築するため、また、女性と子どもの権利を守るために活動してきました私たち日本YWCAは、以下の理由から、日本政府に対して、一刻も早く朝鮮学校への「高等学校授業料無償化の適応除外」を解除すること強く要請いたします。

1. 日本政府が批准している子どもの権利条約に明記されているように、教育はどの子どもたちにも—外国籍の子どもたちにも—保障されなければなりません。国連人権差別撤廃委員会も、今回の高等学校授業料無償化制度から朝鮮学校を除外することは、子どもたちの教育に差別的な影響を及ぼす行為として懸念を表明しました。(2010年3月17日)
2. 朝鮮学校は、朝鮮が日本の植民地とされた時代に、姓名を奪われ、自国語の使用を禁じられた人々が、戦後日本において、母国語を取り戻そうと自発的に始めた学校です。その存在は、日本の過去の歴史の過ちとも関わります。また今、学んでいる生徒たちは、「拉致」問題とは無関係の在日四世五世であり、韓国籍の子どもたちも少なくはありません。これらの子どもたちの学習権を国際問題のゆえに奪うことは、差別、いじめに他なりません。子どもたちこそ、将来の東北アジアの友好に大きな可能性をもつものです。

以上、日本YWCAは、日本政府が日本に在住するすべての子どもたちに等しく教育の機会を拓くように求めます。